

平成二十六年十一月十一日受領
答 弁 第 五 一 号

内閣衆質一八七第五一号

平成二十六年十一月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省HPから慰安婦の記述が削除された件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省HPから慰安婦の記述が削除された件に関する再質問に対する答弁書

一について

外務省ホームページの慰安婦関連のページに掲載されていた文書のうち、「女性のためのアジア平和国民基金」への拠金呼びかけ文」は、日本政府作成の文書ではない。当該文書については、慰安婦問題に係る経緯を明らかにするとの観点から、外務省ホームページに掲載していたものである。

二について

外務省としては、平成二十六年十月六日に、誤解を与えかねないとの認識に至ったものである。

三について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十六年十月二十四日内閣衆質一八七第二六号）一から三までについてでお答えしたとおりであり、外務省として「間違っただけのものを国民に向けて発信し続けてきたという認識」は有していない。